

栃木県児童館連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、栃木県児童館連絡協議会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 県内児童館及び児童センター
- (2) 県内の児童健全育成に関わる施設

(目 的)

第3条 本会は、児童館及び児童健全育成に関わる施設の相互の連絡を図り、児童館運営の充実強化と児童福祉の増進を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童館運営についての調査研究
- (2) 児童館相互の研修及び情報の交換
- (3) 関係機関、諸団体との連絡協調
- (4) その他の目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 2名 |

2 役員の任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。補充で就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期が満了後であっても、後任者が選任されるまでの間は、前任者がその職務を行うものとする。

(役員の選任)

第6条 会長、副会長、理事及び監事は、役員の互選により選任する。

2 副会長の1名については、(公財)とちぎ未来づくり財団子ども総合科学館長を充てることとする。

3 科学館長を除く他の役員は、次の3ブロックより計5名を選出する。内訳は、第1ブロックより1名、第2ブロックより2名、第3ブロックより2名とする。

- (1) 第1ブロック 日光市、高根沢町、矢板市、さくら市
- (2) 第2ブロック 宇都宮市、下野市、野木町、小山市、真岡市、益子町、壬生町、
- (3) 第3ブロック 足利市、佐野市、栃木市

(役員の職務)

第7条 会長はこの会を代表し、会務を総括するほか、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこの職務を代行する。

3 理事は、会長、副会長を補佐し、本会の運営に当たる。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、第2条第1項各号の施設を代表する者をもって構成する。

3 役員会は、第5条の第1項に規定する役員をもって構成する。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは隨時に開くことができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会則の制定及び改廃
- (4) その他本会の運営に必要な事項

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が必要と認めたときに隨時に開催し、次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(顧問)

第11条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は隨時、会議、研修に出席し、意見を述べることができる。

(経費)

第12条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の会費については総会で決定する。

(年度会計)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、栃木県子ども総合科学館内におく。

2 事務局は、次の構成とする。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

3 事務局長は、子ども総合科学館企画事業課育成事業担当リーダーを充てることとし、事務局員は、子ども総合科学館企画事業課職員とする。

(庶務)

第15条 本会の庶務は、事務局が処理する。

(入会)

第16条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(脱会)

第17条 会員は、その旨を書面にて会長に届出て、脱会することができる。

(会則の変更)

第18条 この会則の変更は、総会の決議を経なければならない。

附則

この会則は、昭和48年 6月 1日から施行する。

附則

この会則は、昭和63年11月21日から施行する。

附則

この会則は、平成14年 4月19日から施行する。

附則

この会則は、平成17年 4月22日から施行する。

附則

この会則は、平成20年 4月18日から施行する。

附則

この会則は、平成21年 4月24日から施行する。

附則

この会則は、平成22年 4月23日から施行する。

附則

この会則は、平成23年 4月27日から施行する。

附則

この会則は、平成25年 4月24日から施行する。

附則

この会則は、平成28年 4月22日から施行する。

附則

この会則は、令和6年 4月18日から施行する。